

要介護認定の情報提供等に係る事務手続きの変更について

1 介護保険被保険者証及び負担割合証の取り置きに関する変更

取り置き申請書の提出期限は、被保険者証等の発送処理を行うまで(※1)とします。
また、被保険者証等を受取可能な日時は、介護認定審査会の翌々日 13時以降(※2)とします。

※1 提出期限の変更前は、審査会翌日までとじていましたが、発送処理（郵便局等へ被保険者証等の入った封筒を引き渡す等の処理）を行うまで対応可能とします。

※1 提出期限の目安は、審査会の翌々日 16時頃です。ただし、業務の状況によって早めに処理を行う場合があることについて予めご了承ください。

※2 受領始期の変更前は、審査会の日程に関わらず、申請書を提出した日の翌々日 13時以降（審査会より前に提出した場合審査会の翌々日 13時以降）とじていました。

2 情報提供申請書の受理から交付までの期間の変更

原則、申請受理後、即時交付(※1)いたします。

※1 三好市・東みよし町の庁舎・支所で受け付ける場合の期間については5を参照してください。

※受付時の業務の混雑状況等により、再度来庁していただくようお願いする場合があります。

※情報提供申請が可能となる時期については従前どおりとします。

3 情報提供に係る添付書類の追加（介護保険施設及び居宅サービス事業所のみ）

情報提供申請書の他に、**契約書等、契約の状況が分かる書類の写し**を添付してください。

※居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所は当該書類の添付は不要です。

※「契約の状況が分かる書類」とは、少なくとも、①契約年月日、②利用者（家族・成年後見人）の氏名、③事業所（法人）名が記載されている範囲について提出してください。

※原本の提出は受け付けません。

4 申請書様式の変更

下のとおり申請書様式を変更いたします。

変更後の様式は別紙3をご確認ください。

- (1) 本文に本申請に関する取扱規則の名称を明記
- (2) 依頼者欄の本人との関係に「6 介護予防支援事業所」を追加
- (3) 対象者の「認定年月日」及び「介護度」の項目を追加
- (4) 交付資料について1～3すべて申請する場合に選択する項目「4 上記全部」を追加
- (5) 職員確認欄の追加
- (6) 依頼者と受領者が異なる場合の受領者署名欄を追加
- (7) 表面最下部に注意事項を追加

申請書の提出に当たっては、「提出日」「依頼者氏名」「依頼者資格番号」「事業者又は施設名称」「住所（所在地）」「本人との関係」「対象者被保険者番号」「氏名」「認定年月日」「介護度」「交付資料」欄に記載をお願いいたします。また、依頼者と受領者が異なる場合は、受領者署名欄に署名をお願いいたします。

※職員確認欄については、依頼者による記載は不要です。

5 三好市・東みよし町の庁舎・支所における情報提供資料の交付

介護保険センターにおいて行っている情報提供業務について、三好市及び東みよし町の協力により、一定の条件の下、三好市・東みよし町の庁舎・支所でも行うこととします。

その内容につきましては、下のとおりです。

(1) 交付可能な庁舎・支所及び交付対象範囲

市町	庁舎・支所 受付窓口	対象者（利用者）	申請可能な事業所
三好市	三野支所	三好市に住所を有する利用者について	三好市三野町に所在する事業所
	山城支所		三好市山城町に所在する事業所
	井川支所		三好市井川町に所在する事業所
	西祖谷支所		三好市西祖谷山村・三好市東祖谷に所在する事業所
	東祖谷支所		三好市西祖谷山村・三好市東祖谷に所在する事業所
東みよし町	本庁舎（三加茂） 福祉課	東みよし町に住所を有する利用者について	三好市三野町・井川町・東みよし町に所在する事業所
	三好庁舎 総合窓口課		三好市三野町・井川町・東みよし町に所在する事業所

※当該市町に住所を有していない利用者の情報については、どの庁舎・支所でも出力できません（例：三好市の支所において東みよし町在住の方の情報は出力できません）。

※三好市の支所については、同一の地域に所在する事業所以外は申請できません（西祖谷山村と東祖谷との間については、地域を跨いで申請可能）。

※三好市の支所については東みよし町に所在する事業所は申請できません。（介護保険センターに申請してください）。

※東みよし町の庁舎については、三好市池田町・山城町・西祖谷山村・東祖谷に所在する事業所は申請できません（介護保険センターに申請してください）。

※申請に関する不備等（誤字・記載漏れ・登録状況との相違等）により、情報提供が可能であると判断しかねる場合は却下とすることがあります。

(2) 1日の申請可能件数

三好市の支所への1日の申請可能件数は、1事業所につき、申請書1枚(5件)までといたします。

※(例) 1日のうちで、2件申請後改めて3件申請という運用はできません。

※東みよし町については制限を設けていませんが、市町ともに、申請件数が多い場合は介護保険センターへ申請をお願いいたします(通常業務に加えて介護保険センターの業務を依頼しているため、業務の混雑状況等によっては対応できかねる場合があることを予めご了承ください)。

(3) 情報提供申請書の受理から交付までの期間

- ・三好市 申請受理時に担当者から受取可能日時を伝達
(申請と資料の受領の2回来庁が必要となります)

- ・東みよし町 即時交付 又は
申請受理時に担当者から受取可能日時を伝達

※申請から交付までの期間の目安は当日中～翌日中です。

※業務の混雑状況等によっては目安の時間より遅くなってしまう場合があることを予めご了承ください。

(4) 受領者の本人確認について

情報提供資料の交付に当たっては、申請いただいた事業所の職員のみ受領可能です(介護保険センターも同様)。

また、受領者が事業所の職員であることを確認するため、予め、①情報提供受領予定者名簿(別紙4)及び②受領予定者の職員証等、事業所の職員であることが分かる書類を介護保険センターに提出してください(令和7年度分については、令和7年4月1日事務連絡に基づいた名簿等の提出(以下、「令和7年度事業所職員名簿」という。)がある職員については②の提出は不要です)。

※提出期限は下のとおり。

令和7年7月1日から受領を希望する場合は、令和7年6月27日(金)まで。
それ以降は、受領を希望する日の2営業日以上前に提出してください。

- ※受領予定者名簿及び職員証等は毎年度提出をお願いいたします（都度通知予定）。
- ※職員名を記載した名簿を三好市・東みよし町の庁舎・支所と共有することについて予めご了承ください。
- ※名簿に記載のない職員については、三好市・東みよし町の庁舎・支所で資料の交付を受けることができません。

三好市・東みよし町の庁舎・支所で資料の交付を受ける場合は、**受領者の本人確認書類を提示していただきます。**提示していただく本人確認書類は、**顔写真有りのもの1点**（運転免許証、介護支援専門員証等）です。